

## 重要なお知らせ

# 経営事項審査制度の改正に伴う令和5年度京都府 建設工事競争入札参加資格審査の取扱いについて

令和5年1月  
京都府建設交通部

令和5年1月1日に経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正されることに伴う、令和5年度京都府建設工事競争入札参加資格審査については、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

## 記

### 1 審査対象とする経審

#### (1) 令和4年11月に申請を行った方

改正後の経審は適用されません。改正後の経審を適用されたい方は、改正後の経審を令和5年1月31日までに結果通知を受けて、令和5年2月の追加受付に、再度、申請してください。令和5年2月の追加受付における有効な経審は、(2)の要件のとおりです。

なお、令和5年2月の追加受付で申請された場合、資格認定は令和5年7月となりますので、令和5年4月から6月の期間は、京都府の建設工事に入札参加できません。

#### (2) 令和5年2月に申請を行う方

令和5年2月の入札参加資格審査申請において、有効な経審は、以下の要件のとおりです。改正後の経審を適用されたい方は、改正後の経審を令和5年1月31日までに結果通知を受けている必要があります。

改正後の経審の審査結果通知日が、令和5年2月1日以降の場合は、改正前の経審で、以下の要件をみたすものにより、審査を行います。

なお、令和5年2月の追加受付で申請された場合、資格認定は令和5年7月となりますので、令和5年4月から6月の期間は、京都府の建設工事に入札参加できません。

#### 【要件】

- ・ 審査基準日が、令和3年4月1日から令和4年10月31日までの最新の経審
- ・ 審査結果通知日が、令和3年4月1日から令和5年1月31日までの最新の経審
- ・ 総合評定値があり、完成工事高が0でないこと

### 2 令和5年度京都府建設工事競争入札参加資格について

令和5年度の入札参加資格審査においては、新経審で再計算を行った新しい経審結果に置き換える手続きによる再審査は行いません。